世羅町頑張る中小事業者応援事業支援金支給要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出機会の削減等により影響を受けた町内中小事業者を支援するための支援金の支給について、世羅町補助金等交付規則（平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業者）

第２条　支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者であって、県内に本店があり、世羅町内に事業所を有している世羅町税の納税義務者であること。

（２）広島県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業（令和２年度に広島市の飲食店を対象に実施）」、「頑張る飲食事業者応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」並びに、世羅町が実施した「交通事業者支援給付金・旅客運送事業者緊急支援給付金」、「旅館業緊急支援事業」、「町指定管理施設サポート事業（第２期）」、「世羅町頑張る飲食事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと。

（３）令和２年12月から令和３年２月までのいずれかの月における売上高について、広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響等により対前年同月比が30％以上、かつ10万円以上減少（千円未満は切り捨て）していること。ただし、業歴が短く前年の売上高等を比較できない場合は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開店日 | 基準月の売上 | 比較月の売上 |
| 令和２年２月２日から令和３年１月１日の間 | 令和２年２月から令和３年１月までのうち、最も売上が高い月の売上 | 令和２年１２月、令和３年１月又は令和３年２月のいずれか |
| 令和３年１月２日から同年２月１日までの間 | 金融機関や公的機関等に提出した事業計画の令和３年２月の売上（事業計画の提出が必要） | 令和３年２月 |

　　　　※比較月は、基準月以降とする。

（４）広島県が実施する「広島積極ガード店」又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録があること。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団等」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者でないこと。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、第２条３項による売上高減少分（千円未満は切り捨て）とし、上限30万円とし、１事業者あたり１回限り支給する。

２　複数の事業（店舗等）等を営んでいる事業者については、事業者が営む全体の事業所得により算定する。

３　算定にあたっては、農業所得は除くものとする。

（支給の申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる必要書類を添えて第２項に定める期日までに世羅町商工会（以下「商工会」という。）に提出しなければならない。

（１）世羅町頑張る中小事業者応援金交付申請書（様式第１号）

（２）誓約書兼同意書（様式第２号）

（３）事業所の所在地及び開業日が確認できる書類（法人の場合：登記事項証明書の写し、個人の場合：確定申告書の写し）

（４）県内に本店（住所）を有することを確認できる書類（個人の場合に限る。運転免許証又は住民票などの写し）

（５）許可証の写し（許可が必要な業種のみ）

（６）該当月の売上高が確認できる書類（売上台帳など）

（７）町税の納税証明書又は滞納のない証明書

（８）広島県が実施する「広島積極ガード店」又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録があることが確認できる書類（宣言書の写し）

（９）支援金を入金する振り込み口座が記入された通帳の写し

（10）その他商工会長が必要と認める書類

２　交付申請の期限は、令和３年７月３０日までとする。

（交付の決定）

第５条　商工会長は、第４条の書類を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定し、様式第３号により申請者に通知する。

（支援金の返還）

第６条　本支援金の受給者は、規則第21条に定める返還を求められたときは、助成金を返還しなければならない。

附　則

この要綱は、令和３年６月２８日から施行する。